

青い旅

出雲市子ども支援センターの主な業務

相談活動 子ども支援活動 補導活動
啓発活動 他機関連携・環境浄化など

場所 出雲市今市町北本町1-7
(出雲勤労青少年ホーム内)
TEL 0853-21-4444
相談電話フリーダイヤル 0120-84-7867
相談時間 (月-金)8:30-18:00 (土)8:30-17:00
URL <http://www.city.izumo.shimane.jp>

平成18年(2006)3月

子どもに安心感と元気づけを

いよいよ平成17年度が終わりとなります。この1年間で子どもたちは心身ともにずいぶんたくましく成長したことでしょう。その成長ぶりを敏感にとらえ、認め、ほめ、励まし、新年度につなげたいですね。年度末のこの時期、子どもと家族が次のような接し方をしてはいかがでしょうか。

1. 通知表(連絡表)に記載してある良い点を認め、ほめ、励ます

通知表には、子どもたちのさまざまな頑張りが記録されています。とかく低い評価や注意の文面に注目しがちです。また、友だちや兄弟と比較して、子どもの頑張りを促そうとしがちです。しかし、そのような接し方はできるだけ控え、通知表に記載してある良い点を取り上げ、認め、ほめ、励ましてあげたいものです。

もし、良くない文言があっても「 の教科は良くできているね。大丈夫、大丈夫」などと気持ちを楽にさせ、子どもの心を支える気配りが大切です。

漫才師の島田洋七さんは、幼少の頃、あまり良くない通知表をおばあちゃんにびくびくして見せたそうです。その時、ばあちゃんは、「大丈夫、大丈夫、人生は総合力や」と言って問い詰めなかったそうです。このように通知表に記載されているマイナス面があっても、プラス思考に解釈し、明るく接するようにしたいものです。



2. 入学(入園)・進級などに備えて子どもにプレッシャーをかけない

4月になると子どもたちは、入学(入園)を始め、進級、進学などそれぞれ新しいスタートをきります。子どもがきちんと登校(登園)し、しっかり勉強してくれるだろうかと心配し「そんなことでは に行けない」とか「さらに難しくなるからね」とプレッシャーをかけてしまうことがあります。子どもにとっては、説教がましく聞こえ、頑張ろうとする意欲を減退させることにもなりかねません。子どもの良さを見つけ「それなら立派にできる」とか「4月が楽しみだね」などと気持ちを和らげ、期待をもって新年度が迎えらると良いですね。

また、4月からは登下校路が変わる場合も多いと思います。新学期が始まるまでに親子で通学路を歩き、具体的にどこが危険なのか、どのように行動すべきかを確認し、心の準備をすることも大切ではないでしょうか。

子どもは、親や家族の温かい見守りでどのようにでもすばらしく育っていきます。希望に満ちて生き生きとして新年度が迎えらるサポートを願ってやみません。

国民年金シリーズ
応援します
いきいきライフ
(4)保険料の納付方法について
学生納付特例について

国民年金保険料は忘れずに
保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。納期を守ってきちんと納めましょう。

◆ 国民年金保険料の納付方法

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月々13,860円です。社会保険庁から送られてくる納付書によって、金融機関(銀行・郵便局・農協・信用金庫等)や社会保険事務所、指定のコンビニエンスストア(ローソン、ポプラ、ファミリーマートなど)で納めることができます。また、本人や家族の口座から引き落としできる口座振替もあります。

1. 口座振替早割制度があります

通常の口座振替は当月保険料を翌月末に引き落としますが、早割制度では当月保険料を当月末に引き落とすため、月々50円の割引があります。(月額保険料13,860円 13,810円)
1年間では、600円の割引となります。

2. 前納するとさらにお得です

保険料を月々納める方法では、年間(4月から翌年3月分まで)の保険料は166,320円となりますが、1年分を前もって4月末日までに納付する1年前納では、下表のとおり割引があります。前納には納付書で納める方法と口座振替による方法があります。

| 納付方法 | 年間の割引額 |
|------------|--------|
| 納付書での1年前納 | 2,950円 |
| 口座振替での1年前納 | 3,490円 |

割引額は全て平成18年度の額です。また前納には半年前納もあります。



3. お申込み

納付書での前納納付 / 社会保険庁から送られてくる前納用納付書をご使用ください。口座振替・早割制度 / 金融機関、社会保険事務所、市役所に備え付けの「口座振替納付申出書」に必要事項を記入して提出してください。通帳、届出印、基礎年金番号をひかえてお出かけください。口座振替での1年前納のお申込みは平成18年3月20日必着(社会保険事務所まで)となります。なお、すでに口座振替で前納されている方は再度のお申込みは不要です。

学生のみなさまへ... 4月から新年度の学生納付特例申請を受け付けます。

学生で、国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請して承認されると納付が猶予されます。申請は毎年度必要です。

- 【対象者】大学、短期大学、大学院、専修学校などの学生
- 【所得基準】本人の前年所得が下記の基準額を超えないこと
基準額 = 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 【必要なもの】在学証明書または学生証の写し、印鑑



国民年金に関するおたずねは 島根社会保険事務局出雲事務所 (TEL 24 - 0042)
市保険年金課 (TEL 21 - 2211 内線4316、4318)・各支所市民生活課